時事新報は日本國中唯一の毎日刊行新聞紙なり

時事新報

第千八百四十八號
明治廿一年二月廿八日　火曜日
舊戊子正月十七日　（己巳）
日出午前六時十五分　入午後六時二十三分
月出午後九時三十分　入午前六時四十三分
潮汐午前五時五十七分　午後六時十八分
（西暦一千八百八十八年）

時事新報定價
時事新報ハ一年三百六十五日ニ休刊セズ其代價左ノ如シ
一金二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓
一年前金六圓
〇時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ送致スルモノニ限リ本文定價ノ外ニ一箇月二十六錢ノ郵税ヲ申受ク

時事新報廣告料前金

五號活字ニテ一行廿四字詰	一行ニ付一日限	一行ニ付二日以上六日迄	一行ニ付七日以上十五日迄	一行ニ付十六日以上
一行至十行	十錢	八錢	七錢	六錢
自十一行至廿行	九錢	七錢	六錢	五錢
廿一行以上	八錢	六錢五厘	五錢八厘五毛	五錢
			二錢	八厘
			三厘	五錢九厘五毛
			五厘	五厘

時事新報

製造品の輸出

我日本國の輸出品は生絲製茶を以て第一とするは今更言ふまでもなきことなれども漆器銅器陶器等其他諸般の手細工雜貨も亦決して等閑に看る可らざるものなり殊に其雜貨類の米國に入るは非常にして日本商人が其事に當るのみならず支那人も之を輸入し米國人も亦自から輸入する者多きと云ふ蓋し日本製のものは米人の好尚に適したるか凡そ廣き合衆國中、中以上の家に入れば必ず日本品を見ざるはなし或は直に其現品を見ざれば家具装飾の器物の中に其形なり其模様なり必ず日本の風に模したるものあらざるはなし之を要するに日本流の風致は既に米國に傳へて其社會に普しと云ふも可なり斯る次第なれば今後我國の手細工雜貨類を賣捌くに米國ほど屈強の得意場なれば益々其取引を盛にするは我商人の當さに勉む可き所なれども爰に路に横たはるの困難は我職人の無狀、商人の狂奔是れなり日本の職人は技倆なきにあらず殊に其手端の働と思想風致の妙巧優美とは迚も西洋人の企て及ぶ所にあらず實に世界中の絶倫とも稱す可きものにして之に加るに生活の程度は至て低くして隨て其の手に成る所れ生産品も價甚だ廉なれば之を輸出して外國の好評を博し利する所大なる可き筈なれども今日までの實際を見るに米國などへ諸般の雜貨を送り首尾能く商賣の目的を達したる者は僅に二三商人にして他は皆失敗したる者多きは畢竟職人の無狀と商人の狂奔に妨げらるゝものと云へざるを得ず職人の技倆、巧い即ち巧なれども其働や人々個々の働にして之を統轄支配するものなき其有樣い勇武なる兵卒に指令官なきものゝ如し故に内外の輸出商人が何か商賣上に見込を立て職人に約束をして新奇の品を製せしめ之を海外に出して漸く彼の好評を博し漸く利を見るの佳境に入らんとすると同時に他の商人は之を傳聞して其樂に倣ひ職人を求めて同樣の品を作らしめんとすれば職人等は其手間賃の少しく高ければ又の其製造の少しく粗にして苦しからざるを聞き忽ち之を聽して人々勝手次第に之を造り隨て造れば隨て輸出し漸く外國の市場を充たして漸く其品代價は低落を催はし一低又一落漸く利益の減するに從て内國の製造は次第に粗惡に變じ粗品山と成して内外人に之を顧る者なきに至りて止む是即ち輸出商人失敗の常法にして多年來曾然らざるはなし爰に一奇話あり先年或人の發意にて繪錦紙の錦繪を製して盛に輸出せしに爾來その濫製盡れ爲めに聲價を落さて絶えて取扱ふ者ありしに横濱の外商某は其價の廉なるに乘じて頻りに之を買ひ倚て新に注文をして曾て其繪の巧拙出來不出來を問いず唯價をば嚴しく談じ原料の白紙よりも少しく高くするのみにて職人等の持込むがまゝに之を買取り常に本國へ輸送する其樣子の不審なれば或日其外商の親友なる日本の一士人ゞ事の次第を尋ねたるに商人は笑ひながら低聲に此錦は繪を弄ぶ爲めにあらず繪錦紙の柔軟なるを利し之を本國に送りて便所に落し紙に賣捌くものなり實は之を日本の紙屋に談して白紙と買へば更らに妙なりと雖も扨外商が新に紙屋に約束して此種の紙を買ふと云へば品物の價は忽ち騰貴して今の此錦繪の價よりも高きに昇る可きや必せり故に余は錦繪の職人を利用して紙屋の紙を買ふの仲賣にするのみ彼等をして殊更らに紙を摺らしむるは無益の殺生に似たれども是れも商賣上止むを得ざるの策なれば致し方なし云々の答に士人は唯驚くばかりなりしと云ふ此一話と聞ても日本の雜貨輸出商賣の慘狀は窺見る可し左れば今日此種の輸出商人は外國の市場に賣捌の事を心配するより内國諸職人の取纒に注意し人々個々の濫造を防て更に商賣の規模を大にし外國人より幾萬幾千個の注文を受け又賣渡を約束するも其價を一にし其品物と同ふし永日の取引の間に他より狂奔者の來りて之を妨るを得ざらしむるの工風堅要なる可し其法は資本の力に依るの外なし或は大資本家の一手を以てし或は信す可き會社の仕組を以てして例へば陶器製造の全由を一手一會社に支配し又は漆器銅器其他の諸職人をも幾千百名と一處に集めて至當の規約を定る等唯資本の力と管理者の氣力とさへあれば行はれ難き事柄には非ざる可し一度び此種の組織と成すに於ては資本に對して利益と見るのみならず職人等も恒の產を得て安く國の經濟上より見るときは今日の禍と轉して福と爲すものなれば我輩は敢て天下の有志有力者に向て勸告を試る者なり

官報

○大藏省令第一號
明治十一年(五月)大藏省甲第十三號布達起業公債證書發行條例第四條第一節中「其年ノ十月中」ノ六字ヲ削除ス

明治廿一年二月廿七日

○陸軍省令第三號
陸軍幼年學校生徒志願者ハ當分之内都テ檢査ノ上採用スヘシ

明治廿一年二月廿七日　陸軍大臣伯爵大山巖

○京都飲用水乾涸　京都市中に於て目下往々飲用水乾涸し毎日の供給に缺乏を告げ且つ乾涸の爲に井水の混濁を來たすも尚ほ之を飲用に供するものあり衛生上有害なるを以て市内各戸の井水を調査したるに即ち左の如し但し彰涸及現に混濁せる井水を飲料に供し居る者

區別	組數	戸數	現ニ涸渴ノタメ供給スル能ハサルモノ	現ニ濁井水ノ飲用ニ供セルモノ	或水セルモ飲用ニ適スヘサルモノ
上京區	三三	二九、四六五	二、二〇八	一五三	一七、七三五
下京區	三二	三九、三六八	七一四	一四、七六一	
計	六五	六八、八三三	二、九二二	二、四五五	三二、四九六

○朝鮮稅關假規則（去る二十六日の續）

第二章　輸入人並船積人心得方

第一條　輸入願書ノ事

荷物輸入人ハ必ス陸揚免狀ヲ得ルタメ稅關長ニ願書ヲ差出スヘシ此願書ニハ願人ノ姓名月日輸入船名仕出港名荷包ノ記號番號箇數荷物ノ品種數量及價格ヲ記載シ願人之レニ記名シテ品種價格ノ正實ナルヲ確言シ稅關ノ請求ニ依リテハ其荷物ヲ記載セル仕入書ヲ差出スヘシ若シ稅關ノ請求アリタルモ仕入書ヲ差出サヽルトキハ其荷物ニ二倍ノ稅金ヲ課シテ陸揚セシムシ而シテ後仕入書ヲ差出スカ若シクハ之ヲ所持セサル理由ヲ言明シタルトキハ過納ノ稅金ヲ返戻スヘシ

第二條　陸揚免狀ノ事

陸揚免狀ヲ請取タルトキハ必ス之ヲ本船出張ノ稅關官吏ニ差出スヘシ而シテ該免狀ニ記載スル荷物ハ稅關埠頭又ハ他ノ許可セラレタル陸揚場ヨリ陸揚シ檢査ノタメ稅關上屋「若クハ稅關長ノ承認ヲ經タル他ノ場處」ニ持來ルヘシ

第三條　評價爭ノ事

若シ申立タル荷物ノ價格ヲ稅關鑒定役ニテ過分ノ低價ト見込ムトキハ稅關長ハ其願人ニ命シ該鑒定役ノ定メタル價格ニ從テ納稅セシムヘシ然レトモ願人ニテ稅關ノ評價ニ服セサルトキハ二十四時間(日曜日並休日ヲ除ク)内ニ其次第ヲ稅關長ニ申立テ自己ノ評價ヲ撰定シテ荷物ノ價ヲ定メシムルヲ得ヘシ其上稅關長ハ願人ノ評價ヲ申立テタル價格ニ從テ稅ヲ課スルモ又ハ其價格ニ百分ノ五ヲ加ヘ本品ヲ買上ルモ其ニ其勝手ナレトモ妄リニ遲延ス可ラス尤モ稅關ニテ本品ヲ買上ルトキハ願人其評價人ノ定ムル所ニ從テ價格ヲ申立テタル日ヨリ五日内ニ其代價ヲ拂ヒ渡スヘシ但稅關ニテ荷物ヲ買上ルトキハ若シ其後願人ハ稅ノ目的ヲ以テ詐僞ノ申立ニ記名シタル事ヲ發見スルトキハ稅關長ヨリ本人ヲ相手取リ出訴シテ妨ケサルヘシ

第四條　納稅等ノ事

稅額決定スレハ稅關ヨリ願人ニ納稅切符ヲ發付シ願人ハ其切符ニ記載スル金額ヲ稅關ノ銀行ニ支拂フヘシ而シテ其稅金ニ對スル銀行ノ領收書ヲ差出ストキハ稅關ハ引取免狀ヲ發付シ願人其荷物ヲ引取ルヲ許スヘシ若シ其荷物ハ他ノ朝鮮ノ港ヨリ輸入セル者ナレハ其船積港ヨリ發付シタル必要ノ稅關書類即チ荷物證書又ハ免稅證書ヲ差出シタルトキニテ荷物ヲ引取フヘシ

第五條　輸入稅延納ノ事

再輸出セントスル荷物又ハ輸入人ニテ何等ノ理由ヲ陳セス即時納稅ヲ欲セサル荷物ハ倉庫規則ニ從テ稅關倉庫ニ藏入セシムヘシ但稅關ニテ荷物ヲ買上ルトキハ其ノ輸入稅ノ拂方ヲ遲延スルヲ得ヘシ

第六條　輸出願書ノ事

荷物ノ輸出入ハ其船積ノ免許ヲ得ルタメ稅關長ニ願書ヲ差出スヘシ此願書ニハ必ス願人ノ姓名月日輸出船名荷物ノ輸出先荷包ノ記號番號箇數及荷物ノ品種數量價格ヲ記載シ願人之ニ記名シテ其品種及價格ノ正實ナル旨ヲ確言スヘシ

第七條　輸出物檢査ノ事

荷物ハ必ス檢査ノタメ稅關倉庫又ハ檢査所ニ持來ルヘシ評價爭ノ案件ハ第三條ノ定ムル所ニ從テ處分スヘシ

第八條　納稅及船積ノ事

稅金ヲ定メタル上ハ稅關ヨリ納稅切符ヲ發付スヘシ而シテ願人ハ之ヲ稅關ノ銀行ニ持行キ該切符ニ記載スル稅額ヲ支拂フヘシ而シテ其稅金ニ對スル銀行ノ領收書ヲ差出ストキハ稅關ヨリ船積免狀ヲ發付スヘシ尤此免狀ハ荷物ト共ニ其荷物ヲ輸出スヘキ船舶ニ持往クヘキ者トス

若シ朝鮮ノ港ニ向テ輸出スル荷物ナレハ稅關長ハ其輸出稅ニ對シ證書ヲ承諾シ或ハ現金ノ支拂ヲ請求スルヿアル可シ而シテ其輸出先ニ於テ荷物ヲ陸揚シタル時其地ノ稅關長ヨリ證明書ヲ發付スルカ故ニ輸出人ヨリ其證明書ヲ第九條

過當ニ支拂リ卅日内ニ

第十條

荷物船移ノ

スヘシ此願

及荷包ノ記

第十一

荷物再輸出

載ヲ要スル

名輸入ノ月

ハ檢査ノタ

テ荷物ヲ稅

稅關ニ持來リ

免許ヲ得ヘ

ハ稅關ニテ

タメ願書ヲ

ヘシ

第十三

荷物ヲ陸揚

ノ所有ニ係

ラス稅關ニ

トス尤尋常

稅關長ノ

ハ他ノ解船

往カサル者

輸出免狀ヲ

第十二

ノ日ヨリ十

北氷洋巡行

ベーリング海峽外は北氷洋にして北はプリンス、オフ、ウエールスの遠に露西亞に接し、船忽ちにして波亦崩解せる小氷を撃したる所よりも尚ほ八月廿七日に至て油に似たる及商船甘有の旗章亦揚國商業の旺の諸船檣上ち、將た又觀する其數の

り、嗚呼北氷ウント灣の亦吾心をし至る數十日、だ仰ては蒼水、千里萬淡濃、地平爲すものあんぞ僅願せ氣初めて驚コウビ